

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 条 例

○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	一
○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	二
○迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	(警察本部県民安全対策課)	二
○宮城県県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	三
○企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	四
○農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例	(産業立地推進課)	五
○漁港管理条例の一部を改正する条例	(水産業基盤整備課)	五
○屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	八

## 条 例

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

手数料条例の一部を改正する条例

第一条 手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表中百五十二の項を削り、百五十三の項を百五十二の項とし、百五十四の項から百五十六の項までを一項ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

百五十六 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第

申請するとき

一万五千元

五十号)附則第四条の規定に基づき同法第二十三条の規定による改正後の旅行業法第二十三条の規定に基づく旅行サービス手配書の登録を申請する者

第二条第一項の表百七十四の項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同表二百三十の項中「基礎一級、基礎二級」を「基礎級」に改め、同表二百六十八の項の次に次のように加える。

二百六十八の二 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録を申請する者	申請するとき	六万円
二百六十八の三 不動産特定共同事業法第四十一条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新を申請する者	申請するとき	六万円

第二条第一項の表二百九十の項の次に次のように加える。

二百九十の二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)以下「住宅セーフティネット法」という。第八条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑な賃貸住宅事業の登録を申請する者	申請するとき	次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
		1 一戸以上のもの 五千三百円
		2 二戸以上のもの 五千三百円
		3 五戸以上のもの 六千二百円
		4 十戸以上のもの 七千六百円
		5 二十戸以上のもの 九千二百円
		6 三十戸以上のもの 十千六百円
		7 四十戸以上のもの 十二千円
		8 五十戸以上のもの 十三千六百円
		9 六十戸以上のもの 一万六千三百円

第三条第一項の表に次のように加える。

十二 住宅セーフティネット法第八条の住宅確保要配慮者円滑な賃貸住宅事業の登録に関する事務	住宅セーフティネット法第二十五条第一項の指定登録機関	前条第一項の表二百九十の二の項の上欄に掲げる者	住宅セーフティネット法第三十条第一項の登録事務規程に定める方法
--	----------------------------	-------------------------	---------------------------------

第一条 手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表百五十六の項中「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）附則第四条の規定に基づき同法第二条の規定による改正後の」を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち手数料条例第二条第一項の表中百五十二の項を削り、百五十三の項を百五十二の項とし、百五十四の項から百五十六の項までを一項ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える改正規定及び同表百七十四の項の改正規定 公布の日

二 第一条中手数料条例第二条第一項の表二百三十の項の改正規定 平成二十九年十一月一日

三 第一条中手数料条例第二条第一項の表二百六十八の項の次に次のように加える改正規定 平成二十九年十二月一日

四 第二条の規定 平成三十年一月四日

五 第一条中手数料条例第二条第一項の表二百九十の項の次に次のように加える改正規定及び同条例第三条第一項の表に次のように加える改正規定 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行の日（平成二十九年十月二十五日）

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

宮城県気仙沼高等学校  
宮城県気仙沼西高等学校  
宮城県本吉響高等学校  
宮城県気仙沼向洋高等学校

気 仙 沼 市 を

宮城県気仙沼高等学校

宮城県本吉響高等学校  
宮城県気仙沼向洋高等学校

気 仙 沼 市 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の県立学校条例に基づく宮城県気仙沼高等学校又は宮城県気仙沼西高等学校に在学する生徒は、この条例の施行の日において、改正後の県立学校条例に基づく宮城県気仙沼高等学校の相当の生徒になるものとする。

迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

迷惑行為防止条例（昭和四十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第一号中「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第五号中「電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信であつて、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するためのものをいう。）の送信」を「電子メールの送信等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供さ

れるものの当該機能を利用する行為をすること。

附 則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定〔同条第二項〕を「同条第三項」に改める部分に限る。〕は、公布の日から施行する。

宮城県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

宮城県条例等の一部を改正する条例

(宮城県条例の一部改正)

第一条 宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の二第一項中「第七条の三第三項」を「第七条の三第四項及び第七条の三の二第四項」に改める。

第九十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 自動車取得税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成二十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十七年宮城県条例第二十八号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第九十三条の申告書の提出を行う場合には、第一項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車の取得に係る自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

第九十八条の三の次に次の一条を加える。

(自動車税の徴収の方法の特例)  
第九十八条の四 自動車税の納税者が情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行い、併せて情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書の提出を行う場合には、第九十八条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動

車に係る自動車税額を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

附則第十条の二第一項中「平成三十年二月二十八日」を「平成三十五年二月二十八日」に改める。

(県税減免条例の一部改正)

第二条 県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「(利子割を除く。)」を削る。

第八条の二第二号中「法において準用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)」を「法第二十二條の二十八第一項の規定により通告処分」に改める。

第九條第六項中「自動車取得税の申告納付の際」を「県税条例第九十三条の規定により自動車取得税を申告納付すべき期限から三十日以内」に改め、同条第七項中「申告納付の際」を「県税条例第九十三条の規定により自動車取得税を申告納付すべき期限から三十日以内」に、「普通徴収の方法によつて」を「普通徴収の方法により」に改め、「前七日」を削り、「によつて徴収されるものにあつては証紙代金収納計器により自動車税の額に相当する金額の表示を受ける際」を「又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつては県税条例第九條第一項の規定により申告書を提出した日から三十日以内」に改め、同条第八項中「以内」の下に「(普通徴収の方法により徴収される自動車税の免除を受けようとする者にあつては、納期限まで)」を加え、同条第九項及び第十項中「前七日」を削る。

(宮城県条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 宮城県条例等の一部を改正する条例(平成二十八年宮城県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第一号の三を削り、同項第一号の四中「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同項第一号の三とし、同項第二号中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項第三号中「附則第十三項」を「附則第十二項」に改める。

附則第九項中「平成三十年二月二十八日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十項を削る。

附則第十一項の表第五項の項中

調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
附則第十条の二第一項第一号	第四十一条第一項第一号

を

調整後付加価値額

平成三十年度分調整後付加価値額

に改め、同表第五項第

一号の項から第五項第三号の項までを削り、同表第七項の項中

施行日から平成二十九年三月三十一日まで

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

を

附則第十条の二第三項第一号

第四十一条第三項第一号

施行日から平成二十九年三月三十一日まで

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

に改め、同表第七項第

一号の項から第七項第三号の項までを削り、附則第十一項を附則第十項とし、附則第十二項から附則第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

第四条 宮城県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち宮城県県税条例第百四条の次に九条を加える改正規定のうち第百四条の八第一項中「以下の条において同じ。」を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 環境性能割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十八号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第九十三条の申告書の提出を行う場合には、第一項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車の取得に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

第一条中宮城県県税条例第百八条の三の改正規定の次に次のように加える。

第百八条の四の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「当該登録」を「当該新規登録」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち宮城県県税条例第九十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える改正規定及び同条例第百八条の三の次に一条を加える改正規定並びに第二条中県税減免条例第九条第六項の改正規定及び同条例第七項の改正規定（「前七日」を削る部分を除く。） 平成三十年二月一日

二 第一条中宮城県県税条例第五十二条の二第二項の改正規定並びに第二条中県税減免条例第八条の二第二号の改正規定、同条例第九条第七項の改正規定（「前七日」を削る部分に限る。）及び同条例第八項から第十項までの改正規定並びに次項の規定 平成三十年四月一日（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の県税減免条例第八条の二の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行の日以後にした行為について地方税に関する犯則事件に係る通告処分を受けた者について適用し、同日前にした行為について地方税に関する犯則事件に係る通告処分を受けた者については、なお従前の例による。

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例（平成十九年宮城県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

第二条 企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「課税免除等」を「特例」に改める。

第一条中「第六条」を「第六条第二項」に改め、「課税免除及び」及び「（以下「課税免除等」という。）」を削る。

第二条の見出し中「免除」を「不均一課税」に改め、同条中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十五年三月三十一日」に、「を免除する」を「の税率は、宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号。以下「県税条例」という。）第四十一条並びに附則第十条の二及び第十條の二の二の規定にかかわらず、これらに規定する率に二分の一を乗じて得た率とする」に改める。

第三条中「宮城県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号。以下「**一**」及び「**二**」という。)」を削る。

第五条(見出しを含む。)及び第六条(見出しを含む。)中「課税免除等」を「不均一課税」に改める。

第八条第一項中「課税免除等」を「課税免除又は不均一課税」に改め、同条第二項中「第二条中」の税率は、宮城県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第四十一条、第四十七条並びに附則第十条の二及び第十条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする」とあるのは「を免除する」を「第二条第二号中「四分の三」とあるのは「二分の一」と、同条第三号中「八分の七」とあるのは「二分の一」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の企業立地促進のための県税の特例に関する条例第二条及び第八条の規定は、この条例の施行の日(以下「**施行日**」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する条例

農村地域工業等導入促進審議会条例(昭和四十六年宮城県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農村地域産業導入促進審議会条例

第一条及び第二条中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第十八条第一項」を「第十四条第一項」に、「農村地域工業等導入促進審議会」を「農村地域産業導入促進審議会」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に農村地域工業等導入促進審議会(以下「**旧審議会**」という。)の委員である者は、改正後の農村地域産業導入促進審議会(以下「**新審議会**」という。)第三条第二項の規定により農村地域産業導入促進審議会(以下「**新審議会**」という。)の委員に任命されたものとみなす。この場合において、同項第一号に掲げる者の任期は、新条例第四条第一項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての残任期間に相当する期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長の職にある者は、新条例第五条第一項の規定により新審議会の会長又は副会長に互選されたものとみなす。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表農村地域工業等導入促進審議会の委員の項中「農村地域工業等導入促進審議会」を「農村地域産業導入促進審議会」に改める。

漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十二号

漁港管理条例の一部を改正する条例

漁港管理条例(平成元年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「駐車場」の下に「及び船舶保管施設」を加える。

第十条の二第三項中「指定施設」の下に「船舶保管施設を除く。第十七条及び第十八条第三号を除き、以下同じ。」を加える。

第十条の三を削る。

第十条の四中「、第十条の二第三項及び前条第一項」を「及び前条第三項」に改め、同条を第十条の三とする。

第十一条中「、指定施設」を「並びに指定施設」に改め、「並びに研修室の使用について第十条の三第一項の許可を受けた者」を削る。

第十二条第一項中「、第十条の三第一項の許可を受けた者からは別表第四に定める使用料を」を削り、同条第二項中「、第十条の二第三項又は第十条の三第一項」を「又は第十条の二第三項」に改め、同条第三項中「、第十条の二第三項若しくは第十条の三第一項」を「若しくは第十条の二第三項」に改め、「若しくは研修室」を削る。

第十二条の二第一項中「別表第五」を「別表第四」に改める。

第十四条第一項第一号中「第十条の四」を「第十条の三」に改め、同項第三号中「及び第十条の三第二項」を削り、「含む。」の下に「又は第二十条第三項」を加え、同項第五号中「第十条の三第一項」を「第二十条第一項」に、「研修室」を「駐車場（気仙沼漁港のものに限る。第十七条及び第十八条第三号を除き、以下同じ。）、船舶保管施設又は研修室（第二十条から第二十二条までにおいて「駐車場等」という。）」に改め、同項第六号及び同条第二項中「第十条の三第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第十五条第一項中「第十条の三第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第十八条第一号中「（気仙沼漁港のものに限る。第三号を除き、以下同じ。）」を「、船舶保管施設及び研修室」に改め、同条第二号中「及び研修室」を削る。

第十九条中「別表第六」を「別表第五」に改め、「（駐車場の指定管理者に限る。）」を削る。

第二十条の見出し中「駐車場」を「駐車場等」に改め、同条第一項中「駐車場を使用しようとする者（）」を「駐車場等を使用しようとする者（駐車場にあっては、）」に改め、同条第二項中「駐車場」を「駐車場等」に改め、同条第四項第三号中「前項」を「第三項」に改め、同条第四号中「駐車場」を「駐車場等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の許可の期間は、一年を超えることができない。

5 前項の期間は、あらかじめ指定管理者の許可を受けて更新することができる。

第二十一条第一項中「駐車場使用者」を「駐車場等使用者」に、「駐車場の」を「駐車場等の」に改め、同条第二項中「別表第七」を「別表第六」に改め、同条第四項中「駐車場使用者」を「駐車場等使用者」に、「駐車場を」を「駐車場等を」に改め、同条第五項中「指定管理者」を「前項に規定するもののほか、指定管理者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定管理者は、船舶保管施設又は研修室の使用が団体によるものである場合にあっては、別表第七に定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除するものとする。

第二十二条第八号を削り、同条第九号中「第十条の四」を「第十条の三」に改め、同条を同条第八号とし、同条中第十号を第九号とし、同条に次の一号を加える。

十 第二十条第一項の許可を受けないで、駐車場等を使用した者  
別表第二備考第一号中「若しくは一メートルとして」を「又は一メートルとして」に改め、同表備考第二号中「若しくは一月として」を「又は一月として」に改める。

別表第三中備考以外の部分を次のように改める。  
別表第三（第十二条関係）

船舶の種類	区分	使用料	
		単位	単価
旅客船 貨物船 採石船 んせつゆ 等の用 に供す る工事 船業用 船舶	岸壁 揚場 橋	船舶の総トン数一日につき	六円
	旅客の乗降又は資材その他の貨物の積卸しの用に供する場合		
泊地（海難地のためはこを避けるため入港した船舶を除く）	係船環がある泊地	一隻につき一日	二五〇円
	係船環がない泊地		四五〇円
その他船舶		船舶の長さ一メートルにつき一月	五〇〇円

別表第三備考中第五号を削り、第六号を第五号とする。  
別表第四を削る。  
別表第五第二号備考第一号中「若しくは一メートルとして」を「又は一メートルとして」に改め、同表を別表第四とする。

別表第六船舶保管施設の項中「ヨット専用の船舶保管施設」を「ヨット等（機械力をもって運航する装置若しくは船室のいずれをも有しない船舶又は当該船舶による競技活動若しくはレジャー活動のために必要な船舶をいう。以下同じ。）の保管施設」に、

レジャー用小型船舶の船舶保管施設	午前六時から午後三時まで（四月一日から十月三十一日までの期間にあつては、午前五時から午後四時まで）
倉庫	午前九時から午後五時まで（四月一日から十月三十一日までの期間にあつては、午前八時から午後六時まで）
クレーン	午前六時から午後三時まで（四月一日から十月三十一日までの期間にあつては、午前五時から午後四時まで）

倉庫	午前九時から午後五時まで（四月一日から十月三十一日までの期間にあつては、午前八時から午後六時まで）
----	---

五とし、同表の次に次の一表を加える。  
別表第六（第二十一条関係）

一 駐車場に係る利用料金

区 分	利用料金の上限額	
	定期駐車	一般駐車
普通車	一月につき 一、一〇〇円	一時間につき 二〇〇円

備考

- 一 この表において「普通車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十号）別表第一に掲げる普通自動車（その大きさが五・〇メートル以下、幅一・九メートル以下、高さ二・三メートル以下のものに限る。）、小型自動車又は軽自動車であつて、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号に規定する車両総重量が三トン以下のものをいうものとする。
- 二 この表において「定期駐車」とは、第二十条第一項の許可に係る駐車場の使用をいい、「一般駐車」とは、定期駐車以外の駐車場の使用をいうものとする。
- 三 船舶保管施設に係る利用料金

に改め、同表を別表第

を

区 分	利用料金の上限額	
	ヨット競技会その他これに類する催しのために使用する場合	その他の場合
ヨット等の保管施設	使用期間が一年以上の場合 一隻につき一月	使用期間が一年以上の場合 一隻につき一月
倉庫	使用期間が一年以上の場合 一平方メートルにつき一月	使用期間が一年以上の場合 一平方メートルにつき一月
	使用期間が一年の場合 一平方メートルにつき一年	使用期間が一年の場合 一平方メートルにつき一年
	四、七〇〇円	四、七〇〇円

備考

- 一 使用に係る期間が一日若しくは一月未満であるときの当該期間又は使用に係る期間に一日若しくは一月未満の端数があるときの当該端数は、一日又は一月として計算するものとする。
- 二 使用に係る占有面積が一平方メートル未満であるときの当該占有面積又は使用に係る占有面積に一平方メートル未満の端数があるときの当該端数は、一平方メートルとして計算するものとする。
- 三 研修室に係る利用料金

区 分	利用料金の上限額	
	全日	午後
午後	一、二五〇円	七五〇円
午前	二、〇〇〇円	七五〇円
全日	二、〇〇〇円	七五〇円

備考

- 一 「全日」は午前九時から午後六時まで、「午前」は午前九時から正午まで、「午後」は午後一時から午後六時までとする。
- 二 前号に定める時間を超えて使用する場合の当該超過時間に係る利用料金の上限額は、一時間につき二百五十円とする。この場合において、超過時間に一時間未満の端数があるときの当該端数は、一時間として計算するものとする。
- 三 当該端数は、一時間として計算するものとする。
- 四 別表第七を次のように改める。

別表第七(第二十一条関係)

利用料金を免除する場合	利用料金の免除の割合
一 国又は地方公共団体が主催して使用する時。	八割
二 中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が総合体育大会のために使用する時。	九割
三 教育委員会が主催してスポーツに関することに使用する時。	十割
四 県が国民体育大会及び県民体育大会のために使用する時。	十割
五 国際競技大会及び国民体育大会に参加する県内の選手の強化のため、責任者の監督の下に使用する時。	十割

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の漁港管理条例第二十一条第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例(昭和四十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「伝統的建造物群保存地区」の下に「(知事が指定する区域を除く。)」を加える。

第五条第三項に次の一号を加える。

三 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物等(前項第四号に掲げるものを除く。)であつて、当該広告物等に係る広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

第十二条中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の下に「又はこれを所有し、若しくは占有する者」を、「補修」の下に「、除却」を加える。

第十二条の二第一項中「受けて広告物等」の下に「(規則で定めるものを除く。)」を加え、「で県内に住所又は事業所若しくは営業所を有しないもの」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 規則で定める広告物等にあつては、前項の広告物等を管理する者は、法第十条第二項第三号イに規定する者(以下「屋外広告士」という。)その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならない。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

(点検)

第十二条の三 広告物等を所有し、又は占有する者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、屋外広告士その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 知事は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、前項の点検の結果の提出を求めることができる。

第二十条第一項中「者は、」の下に「第十二条の二第一項の規定により」を加え、「し、又は廃止」を削る。

第二十一条の二第五項中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の下に「又はこれを所有し、若しくは占有する者」を加える。

第二十一条の四第一項中「又は設置する者」を「若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者」に改める。

第二十一条の六中「又はこれを管理する者」を「若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者」に改める。

第三十一条第一項第一号を次のように改める。

一 屋外広告士

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定、第五条第三項に一号を加える改正規定並びに第十二条、第二十一条の二第五項、第二十一条の四第一項及び第二十一条の六の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の屋外広告物条例の規定による許可を受けて、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置している者に係る管理者

設置義務及び管理者等の届出については、改正後の屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第十二条の二及び第二十条の規定にかかわらず、当該許可を受けている期間に限り、なお従前の例による。ただし、当該許可を受けて表示している屋外広告物又は設置している掲出物件について、新条例第九条第一項の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。